

んで標準化した学力テスト問題作成を明年度の事業に計画した。

三、教育広報

県教委の広報誌としては、当所の編集

している。

福島県教育月報(年一〇回刊行)

福島県教育年報(年一回刊行) 〓本書

がある。内容としては

月報

第二節 教育図書室はどう利用されているか

付属施設としての図書室は、教育研修所当時から蔵書は、毎年度約五百冊の図書と約二百余の資料の増設をみ、現在は

図書 七、六〇〇冊
資料 一、九〇〇冊

を備え専門図書館として一般教育関係者と大学の学生を主に閲覧に供している。

ことに資料室には文部省刊行物のほか、各府県の教育要覧、研究紀要、教育広報誌が整理保存してあり、教育関係図書と共に教育の現況を知る上に便利になっている。

又各方面への紹介をまかね、新着図書案内を県広報誌へも掲載している。

第八章 県立図書館

第一節 新しい図書館のありかたによってどんな

努力をしてきたか

近代図書館確立のため昭和二十五年に図書館法が制定された。この法律の実施

によって、新しい図書館の奉仕活動が活発に展開され、また強く要請されるよう

- 1 教育に対する正しい世論の育成
 - 2 教育行政の能率化
 - 3 教育関係者の研修
- 年報(本書)
- の如くであるが、何分少い予算のため最

近は県広報課編集の「県政だより」(月刊)に教育特集号を依頼し、旬刊の広報誌にも寄稿を予定している。

福島県教育資料研究会

閲覧者職業別調 (昭30.4～昭31.3)

	男	女	計	比較(%)
教育委員会事務局職員	5	2	7	0.5
県職員	19	—	19	1.4
教員	8	1	9	0.6
大学芸学部	740	175	915	66.7
福大経済学部	330	—	330	24.1
福大母学院	—	14	14	1.0
保母の他の学校	—	4	4	0.4
その他	2	9	11	0.8
計	63	205	1,372	100

閲覧者図書冊数調 (昭30.4～昭31.3)

	男	女	計	比較(%)
総計	16	—	16	1.0
哲学	65	14	79	4.8
歴史	67	37	104	6.4
社会科学	489	124	613	37.3
自然科学	94	26	120	7.3
工業	2	—	2	0.1
産業	19	—	19	1.2
芸術	19	6	25	1.5
言語	36	—	36	2.2
文学	113	4	117	7.1
教育資料	303	92	395	24.05
教育雑誌	18	—	18	1.1
雑記	114	4	118	7.2
室だけ利用のもの	323	52	375	22.8
計	1,375	267	1,642	100.0

註 教育の欄は社会科学から抽出したものである。

になった。

特に県立図書館は、県民全般への奉仕機関となり、県民が何かを学ぼうとするとき、教養を高めようとするとき、何かを楽しもうとするとき、十分県民にサービス

ピスし得る図書館でなければならなかった。

図書館法第三条に新しい時代の図書館の在り方、公衆への図書館奉仕活動を強調し「動く図書館」としての機能を明示してある。県立図書館が真に県民全般へのサービス機関となるためには、県財政の規模の面に、あるいは県教育行政の面に